

福島県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		7.5E-4	3.4E-1	2.8E+1	28.7
64	エトフェンプロックス	2.0E+1	2.2E+1	5.1E+0	1.3E+1	60.0
117	テブコナゾール				2.3E+0	2.3
139	トラロメトリン			9.1E+0	1.1E+0	10.3
140	フェンプロパトリン			3.1E+0		3.1
153	テトラメトリン	1.7E+2	3.7E+0	1.6E+2	6.3E-2	340.6
181	ジクロロベンゼン	3.3E+2	3.0E+2			631.7
225	トリクロルホン		6.4E+0			6.4
248	ダイアジノン		9.7E-1			1.0
251	フェニトロチオン		1.8E+2	2.6E+0	5.5E-2	184.3
252	フェンチオン	4.1E+0	9.3E+1			97.1
256	デカン酸				2.5E+0	2.5
350	ベルメトリン	1.2E+1	5.0E+1	1.2E+1	3.9E+1	113.0
405	ほう素化合物		6.2E-1	1.5E+1	1.6E+0	17.0
427	カルバリル			1.2E+2		121.6
428	フェノプカルブ			9.0E+1	1.0E+2	193.7
457	ジクロールボス	8.0E+1	8.4E+2			921.8
合 計		6.2E+2	1.5E+3	4.2E+2	1.9E+2	2735.0

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等